

(介護予防) 特定施設入居者生活介護
短期利用特定施設入居者生活介護
ケアハウス バイオレット
利 用 契 約 書

◇◆目次◆◇

第一章 総則

- 第1条 (契約の目的)
第2条 (契約期間)
第3条 (介護予防) 施設入所者生活介護サービス計画の決定・変更)
第4条 (介護保険給付対象サービス)
第5条 (介護保険給付対象外のサービス)
第6条 (介護の場所)
- 第二章 サービスの利用と料金の支払い
- 第7条 (サービス利用料金の支払い)
第8条 (利用料金の変更)

第三章 事業所の義務

- 第9条 (事業所及びサービス従事者の義務)
第10条 (守秘義務等)

第四章 損害賠償 (事業者の義務違反)

- 第11条 (損害賠償責任)
第12条 (損害賠償がなされない場合)
第13条 (事業所の責任によらない事由によるサービスの実施不能)

第五章 契約の終了

- 第14条 (契約の終了事由、契約終了に伴う援助)
第15条 (利用者からの中途解約)
第16条 (利用者からの契約解除)
第17条 (事業所からの契約解除)
第18条 (精算)
第19条 (身元引受人)
第20条 (連帯保証人)

第六章 その他

- 第21条 (苦情処理)
第22条 (個人情報の保護)
第23条 (協議事項)

様（以下「利用者」という。）と短期利用・（介護予防）特定施設入居者生活介護ケアハウス バイオレット（以下「事業所」という。）は、事業所から提供される短期利用・（介護予防）特定施設入所者生活介護サービスを受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約を締結します。

（入居の判定に係る書類の提出について）

事業所側は責任をもって入居予定者の健康管理や介護を行う上で、事業所で対応できる健康状態であるかの確認を行います。また、感染症の有無を確認し、他の入居者の健康に影響を及ぼすことが無いかの確認を行うため、健康診断書(病歴・血液検査・尿検査・レントゲン・服薬内容・感染症の有無等)の提出が必要となります。

また、上記健康診断とは別に新型コロナウイルス感染症 PCR 検査については入居日より起算して 7 日前以降に実施し、PCR 検査証明書を提出していただきます。

健康診断書の作成（PCR 検査に係る費用を含む）については契約者にて負担頂くものとします。

第一章 総則

第 1 条（契約の目的）

- 事業所は、介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができ、又、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを支援することを目的として、利用者に対し、第 4 条及び第 5 条に定める短期利用・（介護予防）特定施設入所者生活介護サービスを提供します。
- 事業所が利用者に対して実施する（介護予防）特定施設入所者生活介護サービスの内容（ケアプランを含む）（以下「（介護予防）特定施設入所者生活介護サービス計画」という。）は、別に定めるものとします。

第 2 条（契約期間）

本契約の有効期間は、_____年____月____日から_____年____月____日までとします。

但し、契約期間満了の 2 日前までに利用者から文書による契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

短期利用特定施設入居者生活介護については 30 日以内とします。（但し、開始前に双方で入退居期日を確認し決定します。）

短期利用特定施設入居者生活介護から本契約に移行される場合は事前に双方の協議の元で契約を継続するものとします。

第 3 条（（介護予防）特定施設入所者生活介護サービス計画の決定・変更）

- 事業所は、介護支援専門員又は生活指導員に第 1 条第 2 項に定める（介護予防）特定施設入所者生活介護サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。

- 2 (介護予防) 特定施設入所者生活介護サービス計画は、計画担当介護支援専門員又は生活指導員が(介護予防) 特定施設入所者生活介護サービス計画について、利用者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定します。
- 3 短期利用特定施設入居者生活介護の利用に当たっては、利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿い、当事業所の計画作成担当者が短期利用特定施設入居者生活介護計画を作成することとし、短期利用特定施設入居者生活介護計画に従いサービスを提供します。
- 4 事業所は、利用者の心身の状況に応じ要介護認定有効期間内に1回以上、もしくは利用者及びその家族等の要請に応じて、計画担当介護支援専門員又は生活指導員に、(介護予防) 特定施設入所者生活介護サービス計画について変更の必要があるかどうかを調査させ、その結果、(介護予防) 特定施設入所者生活介護サービス計画の変更の必要があると認められた場合には、利用者及びその家族様等と協議して、(介護予防) 特定施設入所者生活介護サービス計画を変更するものとします。
- 5 事業所は、(介護予防) 特定施設入所者生活介護サービス計画を変更した場合には、利用者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

第4条（介護保険給付対象サービス）

- 1 事業所は、介護保険給付対象サービスとして、施設において、利用者に対して、特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護、相談等の精神的ケア、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を提供するものとします。

第5条（介護保険給付対象外の実費必要サービス）

- 1 事業所は利用者との合意に基づき、以下のサービスを提供するものとします。
 - 一 利用者に対する理美容サービス
 - 二 日用生活用品購入代行
 - 三 行政機関の手続きの代行
 - 四 医師の往診等療養上の世話
 - 五 レクリエーション行事
 - 六 オムツの提供
- 2 前項の他、事業所は、利用者の希望及び選定により提供する介護保険給付対象外のサービスを提供します。(歯ブラシや化粧品等)
- 3 第1項及び第2項に定めるサービスについて、その利用料金は利用者が負担するものとします。
- 4 事業所は第1項及び第2項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて利用者様の家族等に対してもわかりやすく説明し、あらかじめその同意を得るものとします。

第6条（介護の場所）

- 事業所は、利用者にとって適切なサービスを提供するために必要な場合には、利用者に対して、その居室においてサービスを提供することができるものとします。

第二章 サービスの利用と料金の支払い

第7条（サービス利用料金の支払い）

- 利用者は、要介護度に応じて第4条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分：介護保険負担割合証に記載されている割合）を事業所に支払うものとします。

但し、利用者がいまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったん支払うものとします。（要介護認定後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます「償還払い」）

- 第4条及び第5条に定めるサービスについては、利用者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を1か月ごとに計算し、利用者はこれを翌月20日まで支払うものとします。
- 1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

第8条（利用料金の変更）

- 第7条第1項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業所は当該サービス利用料金を変更することができるものとします。
- 第7条第2項及び第3項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業所は、利用者に対して、事前に説明をした上で、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
- 利用者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第三章 事業所の義務

第9条（事業者及びサービス従事者の義務）

- 事業所及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
- 事業所は利用者の体調・健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携し、利用者からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。
- 短期利用特定施設入居者生活介護の利用者の入退居に関しては、利用者の担当する居宅介護支援専門員と連携を図ることとします。
- 事業所及びサービス従事者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するた

め緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとします。

5 事業所は、利用者が受けている要介護認定の有効期間満了日の30日前までに、要介護認定の更新申請の援助を行うものとします。

6 事業所は、利用者に対する特定施設入所者生活介護サービスの提供について記録を作成し、サービスを提供した日から5年間保存し、利用者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。

7 サービス提供時において、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。

第10条（守秘義務等）

1 事業所、サービス従事者又は従業員は、短期利用・（介護予防）特定施設入所者生活介護サービスを提供する上で知り得た利用者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。

2 事業所は、利用者に医療上の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。

3 事業所、サービス従事者又は従業員は、サービス担当者会議等において、利用者及び利用者の家族様の文書による同意を得た場合に限り、個人情報を用いることが出来るものとします。

第四章 損害賠償（事業者の義務違反）

第11条（損害賠償責任）

1 事業所は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害や、実施したサービスに不法行為責任があった場合について賠償する責任を負います。第10条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、利用者または身元引受人、連帯保証人に故意又は過失、不法行為があつたことが認められる場合には、損害賠償責任を減じることができるものとします。

2 事業所は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第12条（損害賠償がなされない場合）

事業所は、自己の責に帰すべき事由がない、或いは、実施したサービスに不法行為責任がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業所は損害賠償責任を免れます。

一 利用者または身元引受人、連帯保証人が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行つたことに専ら起因して損害が発生した場合

二 利用者または身元引受人、連帯保証人が、サービスの実施にあたつて必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行つた

ことに専ら起因して損害が発生した場合

- 三 利用者の急激な体調の変化、利用者の責任に起因する等、事業所の実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合
- 四 利用者または身元引受人兼連帯保証人が、事業所もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合

第 13 条（事業所の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

事業所は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、利用者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

第五章 契約の終了

第 14 条（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）

- 1 利用者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業所が提供するサービスを利用できるものとします。
 - 一 利用者が死亡した場合
 - 二 要介護認定により利用者の心身の状況が自立と判定された場合
 - 三 施設への入居契約が終了した場合
 - 四 事業所が破産した場合又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合
 - 五 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
 - 六 施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
 - 七 第 15 条から第 1 条に基づき本契約が解約又は解除された場合
- 2 事業所は、前項第一号を除く各号により本契約が終了する場合には、利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

第 15 条（利用者からの中途解約）

- 1 利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、利用者は契約終了を希望する日の 30 日前までに事業所に文書で通知するものとします。
- 2 利用者は、第 8 条第 3 項の場合及び利用者が入院した場合には、本契約を即時に解約することができます。

第 16 条（利用者からの契約解除）

利用者は、事業所もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- 一 事業所もしくはサービス従事者が、正当な理由なく本契約に定める短期利用・（介護予防）特定施設入所者生活介護サービスを実施しない場合

- 二 事業所もしくはサービス従事者が、第 10 条に定める守秘義務に違反した場合
- 三 事業所もしくはサービス従事者が、故意又は過失、により利用者の生命・身体・財物・信用等を傷つけた場合、又は著しい不信行為、不法行為その他本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 四 他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業所が適切な対応をとらない場合

第 17 条（事業所からの契約解除）

事業所は、利用者が以下の事項に該当する場合には、本契約の全部または一部を解除することができます。また、以下のいずれかに該当し、その事案が特に重大であると事業所が判断した場合には、即日で契約を解除することができます。

- 一 利用者またはその身元引受人が、契約締結時または契約期間中に、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事業を生じさせた場合
- 二 利用者またはその身元引受人による、第 7 条第 1 項から第 3 項に定めるサービス利用料金の支払いが 2 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- 三 利用者またはその身元引受人ないしはご家族（内縁関係等を含む）が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為を行い、事業所の再三の申し入れにも関わらず改善の見込みがなく、または、故意または重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の財物・信用等を傷つけ、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 四 利用者の行動が他の利用者やサービス従事者の生命・身体・健康に重大な影響を及ぼす恐れがあり、または利用者が“重大な自傷行為を繰り返すなど”本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 五 利用者が、連續して 2 ヶ月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合、もしくは入院した場合
- 六 利用者が契約期間中に著しい背信行為を行い、契約を継続することが困難となった場合

第 18 条（精算）

第 13 条第 1 項により本契約が終了した場合において、利用者が、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務その他事業所に対する義務を負担しているときは、契約終了日から 1 ヶ月以内に精算するものとします。その際、1 か月に満たない期間のサービスに関する利用料金の支払い額については第 7 条第 3 項を準用します。

第 19 条（身元引受人）

- 1 利用者の残置物や利用者の利用料等滞納等があった場合に備えて、その残置物一切の引き取り、及び債務の保証人として身元引受人を定めることとします。
- 2 事業所は、本契約が終了した後、利用者の残置物や施設への債務等がある場合には身元引受人にその旨連絡するものとします。
- 3 身元引受人は、前項の連絡をうけた後 2 週間以内に残置物の引き取り、及び 1 か月以内にその他の債務を履行するものとします。但し身元引受人は、特段の事情がある場合には、前項の連絡を受けた後、速やかに事業所にその旨を連絡するものとします。その場合には、事業所が合理的な事情であると判断した場合に限り、期限を延期することがあります。
- 4 事業所は、前項但し書の場合を除いて、身元引受人が引き取りに必要な相当期間が過ぎても残置物を引き取る義務を履行しない場合には、事業所の判断に基づき当該残置物を強制的に身元引受人に引き渡すか、事業所が処分するものとします。但し、その引き渡し又は処分に係る費用は身元引受人の負担とします。また、その費用について身元引受人からの支払いが行われない場合、及び債務の履行がない場合、事業所は法的手段等により解決を図るものとします。

第 20 条（連帯保証人）

- 1 連帯保証人は、利用者と連帯して、本契約から生じる利用者の債務を負担するものとします。
- 2 前項の負担は、極度額 200 万円を限度とします。
- 3 連帯保証人が負担する債務の元本は、利用者又は連帯保証人が死亡したときに、確定するものとします。
- 4 連帯保証人の請求があったときは、事業所は連帯保証人に対し、遅滞なく、利用料等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供します。

第六章 その他

第 21 条（苦情処理）

事業所は、その提供したサービスに関する利用者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

第 22 条（個人情報の保護）

事業所は、本契約の締結に際して取得した個人情報、及び今後保有する利用者の個人情報を、別紙個人情報保護方針に基づき適正かつ関係法令に従い保護いたします。

2 個人情報の利用目的について別に定め、その定めた利用目的を達成する為の使用範囲において、本契約をもって利用者の同意を得たものとする。

第 23 条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業所は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、利用者様と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、契約者（利用者）、身元引受人、連帯保証人、事業所が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

事業者 住 所 和歌山市平尾2番地1
事業者名 社会福祉法人 寿敬会
代表者氏名 理事長 中谷 剛 印

契約者（利用者） 住 所 _____

氏 名 _____ 印

契約者（利用者）が署名出来ないため、契約者本人の意思を確認の上、私が利用者に代わって、その署名捺印を代行します。

署名代行者 住 所 _____

氏 名 _____ 印
(契約者との関係)

身元引受人 住 所 _____

氏 名 _____ 実印
(契約者との関係)

連帯保証人 住 所 _____

氏 名 _____ 実印
(契約者との関係)